

平成24年（ワ）第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川照 ほか

被告 九州電力株式会社，国

準備書面36

2017（平成29）年6月16日

佐賀地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板 井 優

弁護士 河 西 龍太郎

弁護士 東 島 浩 幸

弁護士 椛 島 敏 雅

弁護士 稲 村 蓉 子

外

原告らは、準備書面 22 において、実効的な避難計画がない以上は玄海原発で事故が発生しても住民が安全に避難できないから、玄海原発の再稼働が許されないことを主張した。

本書面は、準備書面 22 提出後の経緯を踏まえ、追加して、避難ができないことを主張するものである。

1 はじめに

3.11 事故以前、原子力安全委員会が深層防護の第 3 層までしか対応できていないことを黙認し続けたこと、その後に保安院の抵抗によって原子力安全委員会が国際基準の導入を見送ったこと、その結果、3.11 事故で取り返しのつかない甚大な被害が生じたことは準備書面 22 の 71～77 頁で主張したとおりである。

この反省を踏まえ、日本でも深層防護の理念が取り入れられることとなった。原子力災害対策特別措置法に 2012（平成 24）年 6 月に新設された 4 条 2 項は「国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。」と定め、わざわざ「深層防護の徹底」を明確に規定した。

日本でも 3.11 事故への深い反省から深層防護の理念が法に導入されたのであり、この理念に従った防護の在り方が実現されねばならない。逆に言えば、3.11 事故の教訓を踏まえ、あるいは少なくとも国際基準にも満たないような防護しか設定できないのであれば、原発事故の可能性がゼロでない以上、原発稼働は認められない。

以下では、現在ある避難計画が、国際基準からも 3.11 事故の教訓か

らも全く不十分であること、また、一応定めてある内容も画餅に過ぎないことを述べる。

2 国際基準からみた不備

準備書面 22 の 73～75 頁で述べた通り、IAEA の基準では、プラント建設前に第 5 層の防護として、事故時の放射性物質による放射能の影響を緩和する緊急時計画を定め、それが実行可能であることが確認されなければならないとされている。それが確認されなければ、プラント建設は許されないのである。

とすれば、既にプラントを建設してしまった日本においては、少なくとも、事故時の緊急時計画が実行可能であることが確認されない限り、再稼働は認められないというべきである。

ところが、3.11 事故を踏まえた新規制基準に至っても、緊急時計画は、原子力規制委員会による審査と連動せず、実効的な避難計画の策定は、再稼働の要件となっていない。

これでは避難計画の実効性が検証できないのであるから、国際基準からして明らかに不備がある。

3 実際に生じた 3.11 事故の教訓を踏まえておらず、住民は安全な避難ができない

(1) 避難の想定範囲が狭すぎる

原子力災害対策指針では、原子力災害対策重点区域を、原子炉から 30 k m 圏内と定め、同圏内の自治体に対して避難計画を作成するよう求めている。

玄海原発の場合、30 k m 圏内の自治体は次のとおりである。

記

○5 k m 圏内：玄海町，唐津市

○5～30 k m 圏内：佐賀県）唐津市の一部，伊万里市

福岡県）糸島市

長崎県）平戸市，松浦市，壱岐市，佐世保市

上記自治体は，原子力災害対策指針に従い，原発事故時の避難計画を策定し，原発事故時の避難先を定めている。

しかし，避難対象地を 30 k m 圏内のみとするのは狭過ぎる。

3.11 事故では，福島第一原発から 170 k m まで強制移転区域になる可能性があったし，実際にも 40 k m 離れていた飯舘村が全村避難となった。

また，原告らは，玄海原発付近（波戸岬海のトリム公園）から放射性物質に見立てた風船を飛ばした実験を行ったが，その結果，わずか 2 時間半後には玄海原発から約 43 k m 離れた佐賀県江北町に風船が到達してもいる（甲 A 257 号証）。

このように，放射性物質は 30 k m を超えて拡散する危険が高い（というよりも 30 k m 圏内にとどまる方が考え難い）のだから，30 k m 圏外の自治体も避難計画を備え，原発事故時に住民をスムーズに移動させられるようにしておかねばならないのである。

既に述べたとおり，3.11 事故時には，避難範囲が 3 k m から 10 k m，そして 20 k m へと場当たりの拡大されたために，住民は着の身着のまま複数回の避難を余儀なくされ，生活に必要な最低限の荷物すら持ち出すことができなかった。玄海原発で事故が起こり，原発 30 k m 圏外へと放射性物質が飛散すれば，またもや国が場当たりに避難範囲を拡大することになることは必至であり，3.11 事故時の被害が繰り返されることとなるであろう。

30 k m 圏内だけしか避難計画が備わっていない現状には、明らかな不備がある。

(2) 再避難ができない

上記(1)とも関連するが、30 k m 圏外の自治体は、30 k m 圏内の住民の受入れを想定されているものの、自らが避難することは想定されていない。

佐賀県では、原発から 30 k m 圏内にある玄海町、唐津市の住民の避難先は、その隣接自治体である小城市や有田町となっている（甲 A 253 号証別紙参照）。

前述したとおり、3.11 事故時には福島第一原発から 40 k m 離れた飯館村にも放射性物質が飛散したのだから、小城市も避難対象地となる可能性は十分にある。

よって、小城市や有田町など、原発 30 k m 圏内の住民の避難受入れを行う地域についても、放射性物質が飛散した場合に備えて避難計画を定めておかなければならない。

ところが、小城市も有田町も、避難計画を立てることができないでいる（甲 A 254 号証及び同 255 号証）。これでは、住民は安全に避難できない。

佐賀県内の市町もこの事態を憂慮しており、佐賀県市長会（会長・横尾俊彦多久市長）は、2014（平成 26）年 8 月、玄海原発の事故時に 30 k m 圏外の住民についても避難場所を確保するよう県地域防災計画の見直しを求めることを決め、佐賀県に要望を出している（甲 A 258 号証）。また、2017（平成 29）年に佐賀新聞社が実施した首長アンケートにおいても、佐賀市は「(人数的には可能だが) 想定外で一斉に受け入れることになれば現実的に難しい」、有田町は「町民の避難もあり得る」、吉野ヶ里町は「町民の避難計画は立てなくて

良いのか」、鹿島市は「鹿島市民が避難するケースが触れられていない」と、指摘しており、被害の広域化を不安視している（甲 A 339 号証）。

30 k m 圏外の避難という、現実には起こりえる事態に目を背けている現在の避難計画に不備があることは明白である。

(3) 「避難終了」までのロードマップがない

3.11 事故は事故から丸 6 年経っても収束せず、福島県民だけでも、今なお約 7 万 7000 人もの人々が避難生活をしている状況にある。

長引く避難生活によって、2016（平成 28）年 9 月 30 日時点での震災関連死者数は福島県だけでも 2086 名に上っており、その中には、原発事故さえなければ死なずに済んだ者も多数含まれている（甲 A 336 号証）。

この被害を防ぐためには、準備書面 22 の第 3 で述べた通り、長期にわたる計画（住居の確保、住民のコミュニティの確保、職場を奪われた者への手当、避難者に対する適切な医療提供、除染措置、帰還を諦めた者への対応、金銭賠償の方法等）が必須である。

しかし、原子力災害対策指針ではそれらの視点が完全に抜け落ちているか、視点として挙げられていてもほとんど内容はなきに等しい。

すなわち、同指針では「原子力災害中長期対策」が項目として掲げられているものの、その対策として定められている内容は、「発災後の復旧に向けた環境放射線モニタリング」「発災後の復旧に向けた個人線量推定」「発災後の復旧に向けた健康評価」「除染措置」「緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方」にとどまる。そして、その内容は、「〇〇を実施する必要がある

る」「努力が求められる」といったものであり、何らかの具体策を定めるものではない。

故に、原子力災害対策指針に合わせて作成された各地域の地域防災計画でも長期避難計画は策定されておらず、佐賀県でも同様である（甲 A 340 号証）。

いったん事故が起これば必ず生じる事象（長期避難）に対する備えがないことは、重大な不備である。

(4) 情報提供が素早く行われる確実性がない

避難を必要とする原子力災害が生じたとき、第一に重要なことは避難を要すべき住民への情報の素早い提供である。

冷却装置が停止した場合、最悪のシナリオでは、原発がメルトダウンに至るまで 78 分とされている（甲 A 1 号証 139 頁）。最悪の場合には、わずか 1 時間程度の間、行政は事故の情報を入手し、住民に対して避難を呼びかけなければならないのである。しかも、その際、住民の被ばくを回避するために、放射性物質の拡散の方向についても情報を提供する必要がある。

この点、佐賀県地域防災計画では、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、防災ネットあんあん、市町村防災無線、広報車、船艇・航空機（拡声器、垂幕等）、携帯電話のメール、FAX、市町ホームページ、ツイッター等の手段を用いると定めているが（甲 A 340 号証 83 頁）、テレビやラジオは電源が入っていなければ使えないし、インターネット環境にない者はメールやホームページ等の利用はそもそもできない。広報車は、短時間で情報を伝達できる範囲に限界がある。

要するに、避難指示の情報が住民に素早く周知されない可能性が極めて高いと言わざるを得ないのであり、住民が逃げ遅れる可能性は高い。

(5) 素早く逃げるための避難手段，避難経路が確保されていない

避難に必要なのは，避難のための手段である。

玄海町，唐津市，伊万里市は避難経路などを定めているが，佐賀県の方針により，避難は原則として自家用車で行うとされ，自家用車両により避難が困難な住民については近所との乗り合いか，または集合場所に参集して行うとされている（甲 A 340 号証 72 頁）。そして，これらの手段でも避難手段が不足する場合には，佐賀県が市町からの依頼に基づき，バス・タクシー協会・自衛隊等に要請して手配した車両にて避難を行うものとされている。

では，実際に自家用車両，バス・タクシーでの避難は可能であろうか。

この点，3.11 事故の際に移動のための自家用車両やバスが足りなくなった例があるように，自家用車両台数で足りるという保証はない。自家用車両が不足する場合はバス・タクシーを使用することとなっているが，それらバス・タクシーは民間事業者のものとなるため，民間事業者が被ばくの危険をかえりみずに避難に協力してくれるか否かは不確実である。

避難経路の未整備も問題である。この点，伊万里市は「避難経路となる国道や県道，市道等も十分な整備状況とは言えない部分もある。」と述べており，避難経路が未整備であることを明らかにしている（甲 A 250 号証の 1 及び同号証の 2）。また，2016（平成 28）年 8 月 3 日付の朝日新聞では，玄海町も，避難道路などインフラの整備状況に課題があるとしている（甲 A 347 号証）。2017（平成 29）年に実施された首長アンケートでは，伊万里市は「避難道路に歪曲した道路があり，スムーズな避難に支障をきたす恐れがある」と回答している（甲 A 339 号証）。また，同年 3 月 18 日に行われた GM21 ミ

ーティング¹では、太良町町長が「海沿いの国道が混雑し、自身の場合は住民の避難も困難になる」、鹿島市長は「計画や装備、経路の確保もそうだが、道路も整備しないとパニックになる」と指摘している（甲 A 341 号証）。

加えて、自家用車両やバス・タクシーを使用して避難する場合、交通渋滞も懸念される。玄海町、唐津市、伊万里市に限っても、玄海原発 30 k m 圏の地区から避難する人数は約 20 万人もいる。20 万人もの人数が主に国道 203 号線、国道 323 号線、国道 202 号線をつかって逃げることになるから、道路が封鎖されればたちまち渋滞となる。緊急事態時には、家族を迎えに逆方向へと向かう車、緊急車両、救急車も同時に動くことになる。大混乱に陥ることは容易に想定できることであり、避難途中でガソリン切れ、故障、事故が起こる可能性は極めて高い。

この点、佐賀県は、玄海原発 30 k m 圏内の地域からの避難にかかる時間をシミュレーションしている。このシミュレーションは、避難指示までに避難準備を終え、避難指示と同時に移動を開始するという非現実的な想定の下に行われている上、晴天の日中で家族が全員家にいるという極めて楽観的な状況を想定して行われた。そうであるにもかかわらず、最悪の場合には 30 k m 圏外に避難するまでに 30 時間半かかることが示された（甲 A 252 号証）。メルトダウンまでに 2 時間かからないこともあり得る中で、30 時間半以上も避難に要するのであり、住民を被ばくさせずに避難させることができないことは明らかである。

また、玄海原発では離島からの避難の問題がある。

¹ 佐賀県知事と県内 20 市町の意見交換会

この点、先述したGM21ミーティングで、唐津市長は、「波が高ければ避難できない。避難用のシェルターを全島に整備しているが全島民が避難するには狭く、島民も心配している」と指摘している（甲A342号証）。実際、2015（平成27）年11月28日に行われた避難訓練では、波が高かったために海上避難は中止となった（甲A343号証）。

さらに、離島では、海上避難できない場合には放射線防護対策施設に避難することになるが、人口約2万8000人の壱岐市では同施設が未整備である（甲A344号証）。

このように、避難経路や避難手段が十分に確保されておらず、速やかな避難はできないのである。

(6) 避難先の受入れ施設が狭く、避難者の長期避難に適さない

避難受入れ側がスペースの確保をできていないという問題もある。

原発事故による避難生活は長期に及ぶ。たとえ体育館や公民館などの一時的な避難所であっても、避難者の人数の多さから、仮設住宅などの次の避難所を見つけるまでに数か月かかることも予想される。そうであれば、避難所での身体的・精神的ストレスを軽減するためにもスペースを確保し、プライバシーを保てるようにすることは重要である。国連難民高等弁務官事務所においても、難民1人当たり確保すべきスペースを緊急事態の初期でも最低3.5㎡と定めているのである。ところが、玄海原発30km圏内の避難者を受け入れる全ての避難所で、避難者1人当たりの専有面積は2㎡（畳1畳分にも満たない）しかなく、通路や共有スペースの確保ができていない（甲A261号証）。調理室や事務所までも居住スペースに入れているケースもあったとのことであり、とても避難者が生活できるような受入れ体制になっていない。

(7) 災害時要援護者（避難弱者）は避難ができない

傷病者，障がい者，高齢者，日本語のわからない外国人，子どもなど，自力避難が困難な者（災害時要援護者）の避難は特に問題である。

準備書面 22 で述べたとおり，3.11 事故では，施設や病院に入院していた傷病者，高齢者が逃げ遅れ，移動時の疲れや，移動後の慣れない生活によって 2011（平成 23）年 3 月末までに 60 名もが衰弱死した。

このような被害を再び出さないために，今回こそは災害時要援護者の避難が確実にできるよう定めなければならない。

ところが，佐賀県地域防災計画では，病院や社会福祉施設の避難計画は，それら病院や社会福祉施設が自力で策定することとなっており（甲 A 340 号証 26 頁），民間事業者任せとなっている。

しかし，病院や社会福祉施設には，寝たきりの者，酸素ボンベが必要な者，車椅子使用者，精神疾患を持つ者，高齢者など様々な容態の者がいるのであるから，民間事業者だけで対応することは不可能である。移動後の避難生活についても，災害時要援護者の中には流動食しか食べられない者，辱槍対策が必要な者など，特別な配慮を必要とする者が多くいるが，避難の混乱の中でそれら配慮がなされる保証はない。

佐賀県では，玄海原発から半径 30 k m 圏内にある病院や介護施設で，一応の避難計画がつくられてはいる。しかし，これらの避難計画が実際にはうまく機能しないであろうと，避難計画をつくった医療・福祉機関自身が不安視している。

例えば，2014（平成 26）年 7 月 9 日佐賀新聞によれば，特別養護老人ホームの事務担当者は「現状でも特養はどの施設も満床なのに，

受入れ可能なのか」と疑念を呈し、「設備が整った中でも介護は大変なのに……。県は何のためにこんな実効性のない計画策定を急がせたのか」と述べたという（甲 A 262 号証）。

また、2015（平成 27）年 3 月に佐賀県保険医協会が行ったアンケートでは、自由記載欄に次のような不安の声が寄せられている（甲 A 345 号証 7 頁～）。

- ・普通に考えてみても、マニュアル通りに行くはずもなく、高齢者が取り残されるのは、100%間違いありません。
- ・避難計画は、県の要請により作成していますが、実際に避難するとなると、計画通りすすむとは思えない。
- ・当院は避難先が基山町となっておりますが、ルートの把握もできておらず、基山町へ行ってどうなるのかという見通しもなく、つかみようがない。
- ・防災計画作成の依頼を受け、どのように作成したらよいか市や県に問い合わせたが、様々な回答があり（よく分からないようだった）結局市より自分で思うように作成して下さいと言われたので作成し、県に提出したが、県より訂正をするよう言われ、ひな形通りに作成し直し提出した。だれもどのように作成したらいいのか、安全なのか分からないのだと思う。
- ・ひな形として示された避難計画には職員が避難の誘導を行うようになっているが、非常事態のなか職員が施設に集まることができるとの疑問である。
- ・原発事故が起これば、職員も家族と避難をすることとなる。そうなれば、利用者を介護する人員が不足する。

※一度避難したものが、被災地に戻ることはないと考えら

れる。

以上の病院・介護施設で実際に働く職員の苦悩は切実なものであり、計画を作成したからといって、それに実効性があるとは言えないことを示している。

さらに、2016（平成28）年12月26日に、佐賀県主催で行われた「玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会（第1回）」では、佐賀県老人福祉施設協議会会長である松永委員から、次の指摘がなされた。すなわち、施設間協定を結びはしたものの、その避難期間は一次避難であるとして2週間くらいの期間しか合意できていないこと、一次避難の後の二次避難については協議中ではあるがまとまらない状況にあること、県内でまとめようとする非常に無理があること等を指摘し、再稼働をするにはそれらの課題を十分に検討しなければならないということである（甲A346号証）。

計画が作成されていても、その計画が実際に機能しないのでは意味がない。傷病者、高齢者などの災害要援護者の避難が安全にできないことは確実である。

(8) 複合災害への備えがない

原発事故が起きるのは晴天の明るい時間帯だけではない。夜、大規模な土砂災害が起きている正にその最中に起きる可能性を否定することはできない。また、熊本地震が示したように、大規模な地震が複数回起こるなどして、避難場所として想定していた建物が損壊し、屋内退避ができなくなることも考えられる。

したがって、災害が複合した場合に備えた防災計画も必須である。

しかし、現在、複合災害に備えた具体的な計画はできていないし、訓練もなされていない。重大事故時の住民避難に関し、原子力災害対策指針が5～30km圏内の住民は原則「屋内退避」と定めていること

について、伊万里市は「不安はある」とし、長崎県、長崎県平戸市は、同指針を見直す必要があるとしている（甲 A 347 号証）。

複合災害は現実にかかる事象である（現に熊本地震が起こった）。それに目を背けた現在の避難計画に不備があることは明らかである。

(9) 被ばく医療体制の不備

3.11 事故時には、幸いにも急性被ばく症状を出した住民はいなかったが、医療従事者の中では、急性被ばくをした者への医療体制の構築が喫緊の課題となった。その中には、医療体制を組める設備やスタッフの確保、急性被ばくで死亡した者の遺体の保管場所の確保、輸送体制など多くの課題があった。

先に述べたとおり、国会事故調報告書はこの点を特に取り上げ、3.11 事故の教訓として克服すべき課題としている（甲 A 1 号証 425 頁～430）。

ところが、佐賀県では初期被ばく医療機関は玄海原発事業所内及び各救護所しかなく、二次被ばく医療機関は唐津市内にある唐津赤十字病院及び佐賀市内にある佐賀県医療センター好生館しかない（甲 A 340 号証 24 頁）。そして、初期被ばく医療期間は簡易な応急措置程度しかできないから、実質的な治療行為は二次被ばく医療機関に委ねるしかない。

ところが、佐賀県が定める二次被ばく医療機関のうち 1 箇所の唐津赤十字病院は、ベッド数 300 床なのに既に約 120 人の患者で埋まっており、受入れ人数は極めて限られている（甲 A 262 号証、なお、この後、唐津赤十字病院は移転しているが、病床数は同じであるため、受入れ人数が極めて限られるのは新病院でも同様である。）。しかも、同病院は玄海原発からわずか 13 k m しか離れていないから、実際に事故が発生したときには避難対象地域となって機能不全となる

危険がある。そうすると、佐賀県医療センター好生館だけしか二次被ばく医療機関がないこととなる。実際に事故が生じたときに、患者数が数百人から数千人に及ぶ可能性も否定できないのであり、被ばくした患者らの受入れ体制としては完全に不足する。

(10) 安定ヨウ素剤の配布が未了である

放射性ヨウ素は身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年～十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。このような内部被ばくは、安定ヨウ素剤を予め服用することで低減することが可能である。そのため、安定ヨウ素剤を服用できるよう、その準備をしておくことが必要である。

原子力災害対策指針は、自治体に対し、原発 5 k m 圏内の住民に説明した上で事前配布をするよう求め、5～30 k m 圏内の住民には配布できる体制を整えるよう求めている。

既に何度も述べているとおり、放射性物質は風向によっては 30 k m 圏外に拡散していく可能性があるのだから、30 k m 圏内だけ対応を定めれば足りるというわけではない。その意味で、30 k m 圏内の住民にのみ安定ヨウ素剤を配布する計画には不備があると言わざるを得ない。

しかし、それをひとまず措き、この原子力災害対策指針に従うとしても、5 k m 圏内あるいはそれに準じた地域として配布対象になる地域の人口約 1 万人のうち約 3700 人がいまだ安定ヨウ素剤を配布されていない（甲 A373 号証・128 頁）。また、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の配布や備蓄も準備中の状況である（甲 A373 号証・128 頁）。

原子力規制委員会が必要と認めている作業がまだ完了していないのだから、現状に不備があることは明らかである。

(11) 放射性廃棄物の処分・管理の方法が決まっていない

3.11 事故では事故後の除染が進まず、さらには放射性廃棄物の処分場や保管場所等が決まらずに混乱が生じている。したがって、除染や放射性廃棄物の処分方法についても定めておく必要があるが、原子力災害対策指針は「国，地方公共団体等は，放射性物質の影響を受けた地域において住民等が通常生活に復帰できるよう，除染措置を講じる必要がある。除染措置を講じる際には，社会的要因を考慮した効果的な計画を立てることが必要である。」と抽象的に定めるのみで，内容は無いといって過言ではない。これでは，除染を実効的に進めることはできず，放射性物質に汚染された環境の原状回復は到底望めない。

(12) 被ばく作業従事者に対する責任の不在

事故時には，避難誘導にあたり，被ばく者への医療に従事して被ばくする者が出てくるのが容易に想定できるが，それら被ばく者に対する責任の所在も決められていない。公務員であれ，民間人であれ，それら被ばく労働に従事する者は，自己の生命・健康を害するリスクを負うこととなるし，被ばく労働は本来なすべき業務内容を超えることとなるため，当然に当該業務に従事する義務はない。実際，準備書面 22 の第 2 で述べたように，福島第一原発事故時には，病院・介護施設という，生命・身体を守る最前線の間ですら，家族を心配する看護師や医師が離脱するという事態が生じたのである。このような事態を回避し，確実に，避難という業務（被ばくする可能性もある業務である。）を労働者に遂行させるためには，その根拠となる労働契約上の定めが必要であるし，また，仮に当該業務によって健康被害が出た場合には補償を行うことが必要である。しかし，誰がその責任を負うのか，何ら定めはない。個人，民間事業者の「善意」「厚意」に依存しているのである。

(13) 小括

以上のとおり，現在の避難計画はフクシマの教訓を踏まえておらず，実効性がない。玄海原発で事故があっても，住民は到底安全に避難できない。

4 30km 圏内にある 4 自治体もが，このままでは住民の安全が守られないとして玄海原発の再稼働に反対していること

以上のとおり，現在つくられている避難計画は，3.11 事故の教訓を踏まえておらず，現実にかかる事象に対応できないものである。

玄海原発の周辺自治体では，この点を憂慮し，30km 圏内の 8 自治体うち 4 自治体までが玄海原発再稼働に反対している。

例えば，玄海原発から 30 k m 圏内にある長崎県平戸市では，同市議会が，2017（平成 29）年 3 月 23 日，「国は避難計画策定等を一義的に地方自治体に任せているが，一地方自治体でこれらに対応することは不可能」と指摘し，実効性のある避難計画が確立され，市民の理解が得られない限り再稼働に反対するとの意見書を全会一致で可決している（甲 A 348 号証）。同じく 30km 圏内にある長崎県壱岐市でも，安全性や避難に対する不安が払しょくできないとの意見書を全会一致で採択している（甲 A 374 号証）。

30 k m 圏内（これが狭過ぎることは何度も述べた。）にある自治体の半数までもが，実効的な避難計画が確立されていないと意見を述べているのである。

玄海原発で事故が起きた際に再び 3.11 事故時のような被害が起きることは明らかである。このような不備のある避難計画のもとで玄海原発を再稼働することは到底認められない。

5 結論

以上、述べてきたように、原発事故に対する避難計画は、深層防護の理念に合致するように作成されなければならない。国際基準では、避難計画に実効性があることが稼働の要件とされる。

ところが、日本は、国際基準を軽視して原発事故への対応を蔑ろにし、3.11事故で甚大な被害を生じさせてしまった。

とすれば、日本は、3.11事故の深い反省を踏まえ、今度こそ、少なくとも国際基準に則り、また、3.11事故の教訓を踏まえた避難計画を策定しなければならないのである。

ところが、現在つくられている避難計画は、3.11事故の教訓を踏まえず、国際基準の求めるレベルにも達していないものである。

現在の避難計画は、住民を安全に避難させることができず、かえって被害をもたらすものになっているのである。

よって、実効性のある避難計画がない以上、玄海原発の再稼働は認められない。

以上